

令和元年度福島県社会福祉審議会第3回児童福祉専門分科会議事録

○日時 令和2年2月4日(火) 13:30～14:45

○場所 福島県庁本庁舎5階 正庁

○内容

1 開会

2 出席委員及び事務局紹介

・出席委員

篠原清美委員、安齋節子委員、谷口幸子委員代理(吉川三枝子委員)、原寿夫委員、鎌田真理子委員、原野明子委員、関根未希委員代理(渡辺和子委員)、渡部光子委員(板垣俊太郎委員、三保恵一委員、本名由美委員は欠席)

・関係機関

福島県中央児童相談所 箭内哲男所長

福島県県中児童相談所 土田修所長

郡山光風学園 酒井史郎園長

福島県大笹生学園 角田敏明園長

・事務局

福島県こども未来局 吉成宣子次長

福島県児童家庭課 菅野寿井課長、後藤竜也主幹、清水川健児主任主査、門脇俊平技師、佐久間健二主事、大迫洋斗主事

3 議事

・定数確認(分科会委員11名のうち8名が出席)

・議事録署名人として原寿夫委員、原野明子委員を選任

(1) 大笹生学園のあり方(意見答申)(案)について

(2) 郡山光風学園の現状及び今後の運営について(報告)

・事務局から【資料1】により説明

【資料1】大笹生学園のあり方(意見答申)について【案】

事務局から、資料1「はじめに」及び「大笹生学園のあり方検討の背景と果たすべき役割」、「大笹生学園の設置運営方法」、「むすびに」と説明がなされた。

(鎌田分科会長)

今回事務局から説明がなされた内容は、これまでに専門分科会で議論してきたものを踏まえて、最終答申案としてまとめたものである。福祉分野ではエビデンスやデータに基づいての取組が注目されているにも関わらず、県においては専門性が担保されていないなどの問題があることが、前回の分科会でも浮き彫りとなっていたため、指定管理制度へと舵を切ることとなった。

この意見答申案について、何かご意見、お気づきの点はありますか。

(関根委員代理)

6ページの下部にあるデメリットの部分の表現について、特段懸念されるものはないと言い切ってしまうのも良いのだろうか。

少なからず抽象的な懸念などもあると思うので、具体的なものについては「ない」とした方が相応しいと思う。

加えて7ページの「民間への移譲」の記載で懸念があると記載があるのは、前述の懸念されるものはないとした部分と矛盾が生じてしまうような気がする。また、懸念もあるためそういったことはしなかった、というようにまとめた後に、最終的に指定管理制度を行った場合の方が相応しいというような記載の流れにした方がよいと思う。

(鎌田分科会長)

指定管理者制度を採用している場合の段階的な移行となっているため、こういった表現をしていたということではよいか。

(事務局)

デメリットを回答いただいた都道府県には、指定管理者制度によるものの他に、民間移譲をしたところも含まれていたため、こういった表現としていた。

(関根委員代理)

照会結果をもとに書いた内容であることはわかるが、少し気になった程度である。

(谷口委員代理)

私も懸念されることはないと言い切ることは疑問がある。今後何か起こることも想定すべきである。柔軟性のある表現とした方が良いのではないか。また、あくまで調査上の回答なので、自治体があえてデメリットを回答しなかった可能性もある。

(関根委員代理)

確かにデメリットがないとしているのは、調査上の結果であり、実際は起こりうる可能性

もあるため、本当になんとも言えないと思う。もう少し表現を工夫してはどうか。

(鎌田分科会長)

これまでの流れとしては、学園では専門性を担保できないため、民間に指定管理としていただくことでそれがある程度解決されるとして進めてきた。また、人件費率の話などもデータとしてきちんと示されており、そうしたことを踏まえて全国調査を行った結果、懸念される事項はない、とされていることを今一度お考えいただきたい。

(谷口委員代理)

私は社会福祉法人で理事長をしているが、人材の確保は近年本当に厳しくなっている。民間が管理すれば、人材が確保でき専門性が担保され、経費も抑えられると話しているが、すべてが良くなるわけではないので、やはり県の関与はある程度必要となるだろう。

特に指定管理となった場合は、法人が困らないよう、人材確保や専門性の担保がどの程度可能となるかよく考える必要がある。

(鎌田分科会長)

そのあたりは大きな問題となってしまうこともあり得るため、県には慎重な検討を重ねるようにしてほしい。前回は具体的な数字を示して、今回はご意見を確認する回となっているため、内容をご指摘の通り微修正する方向で良いか。

(事務局)

今回の会議を見据えて、事前に委員の皆様へお諮りしたときから内容は変更していないが、本会のご意見を踏まえて再度まとめ直すことを考えたい。

(鎌田分科会長)

7ページの記載方法について、関根委員代理の方から付け加えることはあるか。

(関根委員代理)

先ほどの内容に加え、指定管理制度の内容がやや消極的であるように思えるため、文書をつなげることで、積極的施策であることがさらに伝わる文章にすべきだと思う。

(篠原委員)

先ほどの表現訂正については、柔らかくするくらいでベースはこの内容から大きく変えない方が良いでしょう。

(鎌田分科会長)

では、アウトラインはこのとおりとして、再度事務局で微修正をお願いしたい。

(事務局)

了解。2月中に修正して、意見答申することを目標とする。

- ・続いて事務局から【資料2】により説明

【資料2】郡山光風学園の現状及び今後の運営について

郡山光風学園における現状を中心に説明。今後の運営として、令和3年4月より施設を休止とすることを検討している旨を伝える。

(原野委員)

大笹生学園の指定管理に加え、郡山光風学園も休止となれば、県の福祉職の方々は今後どうなるのか。

(事務局)

児童相談所や総合療育センターなど、県立の関係施設の中で再配置することとなる。

(谷口委員代理)

今後利用(入所)する予定の方はいるのか。日中一時支援の利用者の実態を教えてください。

(事務局)

今後の利用(入所)見込み者はいない。また、日中一時支援は主に放課後から保護者が迎えに来るまでの間預かるが、学童保育的なもので、放課後等デイサービスとは支援の性質が異なる。

(谷口委員代理)

引き続きサービスを受けたいとする場合に、他事業所への円滑な移行ができるように市町村等の関係機関と調整する、とあるが、市町村へどのようにアプローチするのか。

(事務局)

保護者の意向を踏まえ、施設としても市町村等の関係機関と調整等を行っていくが、手続きとしては、各市町村に日中一時支援を受けたいと申し込みをする必要がある。その後受給者証を発行して、対応する施設や事業所と契約してもらう流れとなる。

4 その他

(鎌田分解会長)

その他の意見がないようなので、以上で分科会を終了する。事務局で再度意見答申案を修正いただき、再度各委員にお諮りして問題がなければ、その内容で県に意見答申することとしたい。

5 閉会

この記録の正確なることを認め署名する。

令和 2 年 3 月 27 日

議 長 分科会長

鏘 田 真理子

署名人 委 員

原 寿夫

署名人 委 員

原野 明子